ルチルサンド［金紅石］	RUTILE SAND	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
塩	SALT	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所の貨物と接触する部分には、腐食を防止するための措置をとること。 七　航海中は積載場所を通風しないこと。 八　船積み後、積載場所のハッチを密閉すること。
ソルトケーキ	SALT CAKE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
岩塩	SALT ROCK	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
砂	SAND	一　貨物が樹脂で覆われた工業用の砂である場合は、熱源と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
金属くず	SCRAP METAL	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみ通風すること。 五　積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。 六　荷役作業を行う際には、次に掲げる事項を遵守すること。 イ　甲板及び甲板機械を貨物の落下から保護すること。 ロ　陸揚げ後、船舶の損傷を点検すること。 七　貨物の危険性を作業従事者に周知すること。 八　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所の内底板及びビルジウェルから漏れた油を取り除くこと。
シードケーキ（非危険物）	SEED CAKE (non-hazardous)	一　積載前に、船長は、荷送人が船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する化学的な危険性を有しないことを示す書面の提出を受けること。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　積載場所のハッチは風雨密であること。
ソーダ灰（凝縮されたもの及び粉状のもの）［炭酸ナトリウム（凝縮されたもの及び粉状のもの）］	SODA ASH (Dense and light)	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ後､同じ品名の貨物を積載する場合を除き、積載場所を十分に清掃すること。
ステンレス鋼研磨滓	STAINLESS STEEL GRINDING DUST	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。